

平成25年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 平成25年12月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子
同職務代理 塚 本 亨
委 員 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	田口 浩信	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・統括指導主事	光山 真人	・地域教育課長	小曾根 豊
・生涯学習課長	今井 英敬	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉 浦 容 子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉 浦 容 子 委員 塚 本 亨 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○委員長 おはようございます。ただいまから、平成25年教育委員会第12回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、塚本委員と塩澤教育長をお願いいたします。

きょうは議案が2件、報告事項3件でございます。

それでは、初めに議案に入ります。議案第45号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから議案第45号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、議案の提出をさせていただきます。

こちらにつきましては、幼稚園の教育職員の給料表の引き下げ改定に伴いまして、管理職手当を改定する必要がありますので、本案を提出させていただくものでございます。

今回の改正は、園長にかかる管理職手当の額が4級における最高の号給の給料月額100分の20を超えるということになりました。そのために改正を行うものでございます。

具体的にはおめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行では、園長の管理職手当につきましては、9万1,200円ということでございますが、今回の改定によりまして、9万1,000円となっております。この規則につきましては、平成26年1月1日から施行されるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいまの指導室長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長 ございませんね。

それでは、お諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決することに意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第45号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第46号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、議案第46号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づき、葛飾区文化財保護審

議会に諮問する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをおめくりください。「葛飾区文化財保護審議会あて」ということで、「葛飾区文化財保護条例第25条の規定により、下記のとおり諮問します」ということでございます。

諮問の期間でございますが、平成26年2月28日となっております。

1枚おめくりいただきたいと思います。平成25年度葛飾区指定・登録文化財候補物件といたしまして二つございます。

まず一つ目でございますが、登録有形文化財。名称は「櫃(非常持ち出し用)」でございます。所在地及び所有者でございますが、葛飾区東四つ木1丁目5番9号、宗教法人浄光寺、代表役員伊藤義延でございます。

もう一つでございますが、登録有形民俗文化財。名称でございますが、「浄光寺のみくじ道具」でございます。所在地及び所有者は、同じく宗教法人浄光寺でございます。

次のページが、「櫃」の文化財登録の台帳でございます。1枚おめくりいただきたいと思えます。その裏に形状等ございます。形状はごらんのとおりでございます。

次のページに、「由緒・沿革」がございますが、文政12年、1829年でございますが、5月に浄光寺第49世玄道がこれを製作したとされております。

「登録理由」でございますが、櫃は当寺において非常時の際、朱印状及び什宝の持ち出しに使用されたことが伝わっているという点において注目に値するという点で、この当時非常持ち出し用でもこのような道具があったということで、注目に値するのではないかと考えてございます。

1ページめくっていただきます。ここにカラーの写真がついてございます。

もう1ページめくっていただきますと、今度は「浄光寺のみくじ道具」の登録台帳でございます。

次のページをごらんください。形状でございますが、みくじの箱、みくじだんす、みくじ棒と、全てが登録の対象でございます。

次のページに「由緒・沿革」がございますが、天保4年、1833年から浄光寺で使用されてきたものであり、現在も使用されているということでございます。

「登録理由」といたしましては、天保4年につくられたみくじ道具が現在まで残されており、かつ使用されているという点において注目に値するという点でございます。

次のページに、カラーの写真をつけてございます。

なお、2月末までに答申を受け、3月の教育委員会にて決定を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ただいまの生涯学習課長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願い

いたします。よろしいですか。

竹高委員。

○竹高委員 ちょっと読ませていただいて質問なのですが、このみくじ道具を今でも使われていらっしゃるというふうにお聞きしたのですが、そちらのものはこの条例が通って文化財になった場合、そのまま使われていくのか、それとも新たな形のものになるのか、おわかりになれば教えていただければと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 民俗文化財として登録されたということで使わないということではなく、有形民俗文化財というのは、どちらかというと生活の中で使っているということに価値があるということがありますので、そのまま使うという形になるかと思います。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 直接今日ご提案の議案とは整合性がないのですが、そのような数々の歴史がある葛飾でございますので、そういったものの一覧でしょうか、ちょっと私まだ勉強不足なものですから、非常に興味深いものですから。

その根拠と申しますのが、上平井小学校の100周年記念式典がございまして、資料の展示館の中に、いわゆるレトロな家庭内の生活道具ですとか、どこかに埋もれているのがあるかと思っておりますので、本日だけではないのですが、そういった部分も供する機会があれば、一度お教え願いたい。お願いでございます。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 文化財の一覧になったものとして、このような文化財の散策地図というのがございまして、その裏に今現在指定として葛飾区で99、それから登録として104ですから、合わせて203の指定・登録しているものがございます。

これは冊子となっておりますので、後ほど皆さんのお手元にお渡ししたいと思います。

そのほか、国として1、都の指定として10という形で、これだけのものがございます。先ほどちょっとお話になったフローリング云々というものがございますけれども、それに関しては、個々一つひとつの文化財というわけにはいかないのですが、その辺に関しては、博物館の展示の中でも一部展示しているところもございますので、また貴重なものであれば私どものほうでお預かりして、かなりかさばったりするのですが、保存させていただいているところがございますので、また何かありましたら、私どものほうに言っていただければと思います。

以上でございます。

○塚本委員 どうも、ご説明ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することに意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第46号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」については、原案のとおり可決いたします。

以上で、議案等の審議が終了いたしました。報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成24年度『児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果』について」、説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私のほうから、平成24年度、児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、暴力行為・いじめ・不登校等の調査につきまして、12月11日に文部科学省より全国の状況等も発表されましたので、報告をさせていただくものでございます。

まず、全国の小学校、中学校等の暴力の発生件数でございますが、こちらにつきましては全国では小中トータルでは毎年増加をしている状況でございます。

全国的には、昨年度は23年度と比べますと、小学校で1,121件増加をしております。さらには、中学校につきましては、全国的には減少傾向になっております。23年度と比べましても915件減少したという状況でございます。

それでは、本区についてご報告をさせていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、それぞれ「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物破損」、それらにつきまして学校内、そして学校外について、この表では全国、全都、そして本区という形で、資料をつくらせていただいております。

さて、学校内におきます校内暴力についてでございます。まず小学校につきましては、暴力発生件数をごらんいただきますと、一番上の表になりますが、24年度におきましては2校4件という形でございます。昨年度は2校2件でございましたので、今年度2件の増加となっております。

こちらにつきましては、同じ児童が繰り返し行っているため、いわゆる加害児童数は増えておりませんが、件数が増えているという状況でございます。学校外におきましては、小学生につきましては暴力行為等は行っておりません。

なお、小学校の4件の内訳でございますが、対教師暴力が2件、さらには器物を破損したと

いうものが2件という状況になっています。

続きまして、同じページになりますが、中学校をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、中学校において学校内での暴力行為があった学校数につきましては、今年度は14校、そして件数は93件ございました。昨年度が15校の98件ということになりますので、若干件数は減っております。

しかしながら、今年度の14校のうち1校で10件以上の暴力行為があった学校につきましては3校となっております。

今、減少というお話を申し上げましたが、中学校で減少した理由につきましては、やはりこれまでのいろいろ、中学校の生活指導主任を中心に、学校間での情報共有がしっかりとされていることで、学校間でそういう情報を共有して未然防止、早期解決を図っているということは考えられます。さらには、警察や児童相談所等との連携が成果を上げているところでございます。

この暴力行為につきましては、今後の学校間や警察等の関係機関との連携を充実させるとともに、児童・生徒の非行防止を目的といたしましたセーフティ教室の内容の充実に向けた取り組みを、各学校で推進できるように指導を続けてまいります。

さらには、この暴力行為の背景には家庭環境というものも考えられますので、家庭環境の改善に向けまして、本区では2名配置をしていますスクールソーシャルワーカーを活用した、保護者との具体的な連携もさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

おめくりいただきます。続きまして、いじめについてご報告をさせていただきます。平成23年度に比べまして、いじめの認知件数につきましては、全国そして全都ともに増加をしている状況でございます。

本区におきましても、小学校では昨年度23年度と比べまして24年度は34件、中学校におきましても31件増加をしているという状況でございます。

このいじめの発生件数の増加については、これは確かにいじめが起こっているという状況もございしますが、これは教職員、さらに児童・生徒、保護者のいじめに対する意識が高まってきたことによりまして、今まで見えなかったものが明らかになってきたものだと思います。

なお、いじめが起きた後のいじめの解消率につきましては、本区では小中学校ともに上昇をしているところでございます。それにつきましては、各学校でのいじめ早期発見、特に年間最低3回、そして本区ではさらに4回のアンケート等を実施しております。

その中で、教員が子どもの小さなサインを見逃さない、さらには子どもたちからもそういうアンケートによるものについても、しっかりと早期対応につなげていることが、一つの要因であるというふうに考えています。さらには、スクールカウンセラーとの連携の取組も、この解消につながっていると思っております。

ただ、このいじめにつきましては、いじめはいつでも、いかなるところでも起こりうるということをしっかりと、教職員全てが捉え、今後も早期発見、早期対応を進められるように指導をしてまいりたいと考えています。

本区がいじめの特徴でございますけれども、特に小学校では6年生、中学校では1年生の認知件数が多いという状況がございます。このあたりもいじめの解消に向けて、その学年を参考にしながら指導していくことが重要であると考えているところでございます。

昨年度、いじめに対する緊急メッセージを教育委員会のほうで発信させていただいております。今後も子どもたち、さらには区民の皆様、いじめは人間として絶対許されない、いじめられた子どもは絶対に守るという意識をしっかりとお伝えし、学校の中でもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

いじめにつきましては、現在各学校で「学校いじめ防止基本方針」を作成しているところでございます。

学校内で、より組織的にいじめに特化した、しっかりとした組織をつくり、早期発見、さらには未然防止、そして起きたときの早期対応について、しっかりとした体制をつくってまいりたいと考えております。

最後に、不登校の状況についてでございます。不登校につきましては、平成23年度と比べまして、平成24年度は小学校では5件5人、中学校におきましては57人減少しております。

表の中の括弧の中は出現率となっております。出現率は不登校児童生徒数を全児童生徒数で割ったものとなっております。こちらを見ていただきましても、出現率については小学校では全国と比べますと、若干出現率は多いという状況でございますが、全都と比べますと出現率は低くなっております。

さらに中学校につきましては、全国そして全都と比べましても出現率のほうは低いという状況でございます。

こちらについてはゼロというのが目標ですので、今後もしっかりとした対応をとってまいりたいと思います。

不登校につきましては、各学校が不登校に対する意識を高めるということで、教育委員会といたしましては、不登校の児童・生徒が発生した時点で、その報告を区のほうでいただいております。

そして平成23年度から設置しております、かつしか学校問題解決支援チームも各学校に派遣をいたしまして、早期対応を進めているところでございます。

さらには、本区では他区と比べますと、スクールカウンセラー配置日数も増やしているという状況もございますので、さらに不登校の解消に向けた取り組みも、学校と教育委員会が一体となって今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、来年度に向けまして、今、総合教育センターの組織改変を予定しているところでございます。具体的には、現在指導室に置いております特別支援担当係、さらには学務課にあります就学相談係、そして総合教育センターにあります教育相談・適応指導教室を、総合教育センターで一体的に管理をしていくというものでございます。

特別支援指導係、特別支援相談係、さらには統括指導する指導主事も、総合教育センター内に1名ずつ常駐いたしまして、相談を全てそこで受けて、その相談内容に応じた対応がすぐとれるような形で、総合教育センターで機能の充実を図っていくということで、今進めているところでございます。

今後、教育委員会といたしましても、児童・生徒の健全育成のために、学校全体の体力や組織力を高めるとともに、教育委員会としてもしっかりとした学校支援、さらには家庭との十分な連携が各学校で図れるように、充実をしてまいりたいと考えております。

もう1枚、資料をおつけしております。こちらにつきましては、本区の概要でございます。特に1点だけここでご説明をさせていただくのは、1番下の段の「小学校、中学校における不登校の状況」でございます。

こちらを見ていただきますと、図4に学校復帰率というものがございます。この学校復帰率を見ていただきますと、中学校では学校復帰率というものが低くなっております。これにつきましては、学校復帰が低いということではなくて、不登校を年間30日欠席ということを基準にしておりますが、その30日の不登校になる前に、各学校の頑張りで多くの子どもが学校復帰を果たしておりますので、そういう意味では、30日を超えてしまった児童・生徒の復帰率は下がっておりますけれども、そこに行く前に学校復帰を果たす動きをしっかりしているということで、減っているということでご報告をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ただいまの指導室長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 詳しく調査をしていただいて、ありがとうございます。

2と3の「いじめの発生について」「不登校の状況」を見させていただいて、いじめがこれだけ表面に出てきて、数字だけを見れば残念な結果ですが、声を上げられる子どもたちが増えたということは、各学校の中で皆さんが気をつけていただいて、考えていただいている成果だというふうに感じます。

いじめは絶対にいけないという姿勢を、各学校で貫いていただいて、これが少しでも少ない数字になるように、お願いしたいというふうに感じます。

いじめられていることを、声を上げられない生徒はこの数には含まれてはいないと思います

ので、そういう生徒が1人でも少なくなるように。

このいじめの数が少なくなれば、この不登校の状況というのも、必ず数が変わってくるはずだと思いますので、いじめは絶対許さないという姿勢を、各学校で貫いていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 今、説明を聞かせていただきました。

いじめのことなのですけれども、本当にこれは区民だけではなくて、都民みんながこのことについては心を痛めている大きな問題だと思います。

やはり健やかに子どもは育ててもらいたいし、育つようにしていくのが私たちの仕事ですから、非常にこれは心の痛むことなのです。この表を見てみますと、先ほど説明がありましたが、数が増えているけれども、それは教職員のいじめに対する意識の変化があらわれてきているというふうに捉えていらっしゃるって、そういう面ではよい資料というか、いじめに対する認識が、現場の先生方が変わってきたということに関しては、いいのかなと思います。

その目をぜひ、意識を曇らせないでいてもらいたいということと同時に、保護者の方にもその点を周知願いたい。やはり保護者と学校とが同じスタンスで子どもを見ていくほうが効果があらわれますので、保護者にそのあたりもよくお願いしたい。今までの、先生方が見つけられなかったから出てこないというような考え方ではなくて、広めていただければと思います。

先ほどのお話の中に、学校の中でいじめに対する組織をつくって、そしてそれを機能させているということなのですけれども、どういったようなメンバーというか、学校の中の人だけでやっているのか、あるいは違う組織の、保護者とか警察とか、スクールカウンセラー、青少年委員などの方を含めた組織なのか、あるいはどうするのかは学校に任されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、やはりいじめにしても不登校とは直接関係ないかもしれませんが、先ほどの暴力問題にしても、道徳の指導等をもっときっちりつなげられないのか。つまり、道徳の指導をもう1回見直さなければいけないということに行きつく気がいたしますが、そのあたりも何かお考えがあったらお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、ご質問をいただきましたのでお話をさせていただきます。

先ほどのいじめの組織についてでございますが、現在は各学校で校長、副校長、そして生活指導主任、そしてさらに養護教諭、スクールカウンセラーが入りまして、それから学年の代表

も入っているところもありますけれども、その中でいじめに対する早期発見、そして情報共有等はしているところがございます。

ただ今後、学校のいじめ防止基本方針をつくっていく中で、必要に応じてといいますか、ケースによっては当然外部の方にも入っていただいて、いじめの情報をいただいたり、さらに外部の方も一緒になって、いじめの解消に向けた動きをつくっていただくという体制は必要になってくると思います。

今、学校のほうには4月に学校それぞれの、学校いじめ防止基本方針を作成して、それぞれホームページ等で公表するようになっておりますので、その中で、それぞれのケースに応じた組織の対応ができるように、これから進めてまいりたいと思っております。

それで、現在の中では具体的には外部の方が、教育相談の組織の中に入っているという状況には、今はなっていない状況でございます。

次は、道徳についてでございます。こちらについては、今道徳の授業については教科化とか、いろいろ文科省の動きがあるというふうに考えています。

私たちもやはり、本区で道徳の時間の指導というのをしっかり行うことは重要であると思っております。

その意味で、初任者につきましては、2年目の研修について道徳の授業の研修をするという体制をとっております。

しかしながら、まだ私たちも学校を訪問させていただいて、道徳の授業を見させていただきますと、なかなか意図的、計画的な道徳の時間の指導にはなっていないという部分もあります。ぜひそういうところは、若手の教員の研修等に、やはり私たちが学校に伺ったときに、校長先生、さらにはその授業研究を通して、道徳の時間の指導について、まずしっかり行うということについても、今後さらに進めてまいりたいと考えています。

○委員長 面田委員。

○面田委員 先ほどの組織の中でも感じながらの私の発言なのですが、やはり早く対応しないとという思いがとても強いのです。

だから、学校の中だけれども、組織があるからということで校内だけでやっていい部分もあるだろうけれども、早く外と連携してほしいという気持ちがあったものですから、先ほど質問をしました。考慮に入れていただければと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 この問題行動の資料を見まして、これからのいじめと不登校のことは大きな課題であると思っております。

そこでいじめについてですけれども、ここにも書いてありますように、小学校では6年生で、中学校では1年生に多いというデータが出ていますので、この小学校から中学校へ引き継ぐときに、いじめがあったことを丁寧に教え合って、引き継いで指導していくことが大切だろうと思います。

今、学校選択制で中学校から見ると、いろいろな小学校から来ていますけれども、ぜひとも問題行動、特にいじめとか不登校については緊密に連絡をとって、引き継いで9年間のスパンの中で、そういうことが起こらないように対応していくということを、ぜひやっていただきたいと思います。

不登校のほうですけれども、先ほど総合教育センターの強化を図るということがございましたけれども、私は大賛成であります。

総合教育センターに相談機能がありますけれども、区役所の中にも特別支援とか、就学の相談をしているところがあります。お互いに緊密に連絡していくということは前から考えていましたので大賛成で、成果が上がるよう期待したいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、松本委員のほうから、いじめの話で小学校と中学校の引き継ぎのお話がありました。

これにつきましては、小学校6年生が中学校に上がるときに、中学校からの聞き取りがあるということは現在行われておりますけれども、なかなか小学校のほうが中学校のほうに入学、進級を一つのきっかけとして、今までのことよりもこれからということ进行全面に出すために、十分に情報が伝わっていないということも聞いております。

やはり、小中連携ということも本区としてはこれから充実していくところでありますので、まずは今年度末の引き継ぎについてはそのあたりも、中学校での生活がよりスムーズに、一度問題を起こした子どももある意味では、よいとか悪いと見るのではなくて、その子が中学校でよりよい活躍ができる観点から、しっかりと情報共有ができるというふうに、私たちのほうもこれから、学校のほうにしっかりと話をしていきたいと考えております。

○委員長 ほかにございますか。

塚本委員。

○塚本委員 ちょっと伺いたいのですが、先ほどのご報告の中で、いじめの報告でしょうか。社会的な環境で、比較的申告が出やすくなったという環境、そしてそれぞれまめにアンケートをなさっているということで何か特筆すべき、今まではそこまではやらなかったのだけれども、こんな事例も保護者あるいは学校から来たのだというような、一般的ないじめとは違う、特筆的な事例がありましたら、お願いします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、保護者の方の意識が変わってきたと思います。子どもの様子を見て、うちの子どもはいじめられてはいないかということが、保護者が学校に相談しやすくなったという状況があると思います。

保護者の方も、うちの子どもがいじめられているというところについてはなかなか気づきにくいところがあるようですけれども、保護者の方が今いじめ問題が社会で大きな問題になっているときに、やはり子どもに対して不安はあると思います。

そのときに学校に相談ができると。学校がつかんでいることであれば、当然保護者にお伝えをしているところだと思いますけれども、やはり保護者からの訴えに対して、学校ももう一度その子から話を聞いたり、その周りの子から話を聞くということで、早期発見と早期対応につながっていると思っています。

さらに、子どもたちも日常学校内のことよりも、学校外でのいろいろな交友関係があると思います。今よく言われるLINEというサイトを使ってのいじめ等も、なかなか全てを把握できるところではないのですけれども、今中学校の生活指導主任のほうでもそこについて、調べをしているところでございます。やはりその中で、LINEを通して自分自身が、または他の子どもが誹謗中傷を受けていると。そういうことが学校のほうに情報として入り、それについていじめというふうに認知をして、対応をとっているという事例もございます。

その意味では、以前よりも見えないものが見えると、そういう工夫を学校のほうでもしっかり行っているという状況がございます。

○塚本委員 今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

私から一言。いじめ問題はまず、いじめる方が絶対に悪いということをしつかりとご指導していただきたいと思います。小学校6年、中学校1年というお話がございましたが、中学校1年生のはじめの保護者会の時に、保護者にもしっかりお話ししていただきたいと、強く希望します。

と言いますのも、保護者の方もいじめられている方のご相談はよくありますが、いじている側の保護者からは皆無に等しい状況です。わが子がいじめをしていることを認識していない親御さんもいます。親御さんのそのような姿勢が子どもに影響し、大人社会が子どもに反映するわけですから、いじている側に、いじてはいけないという意識を徹底的に、保護者に子どもたちにご指導していただきたいと思います。一人ひとりの違いを認めるというか、差異・人権の問題にも係わってくるわけでございますので、ご指導をお願いいたします。

先ほど委員からお話ございましたが、私も監査委員の時に、学校監査で校長先生とお話する機会がありました。その当時でも離婚家庭が増えている状況がございました。家庭環境に、大人と接する時間が少ない子どもがいると認識しておりました。もっと地域の方にご協力いた

だいて、子どもたちに声かけをすることが大切だと思います。どうかその辺も踏まえて、自治会町会連合会の定例会とか、地域のイベントの時等、子どもたちとかかわりが少なくなっている大人たちに、「どうか子どもたちにお声をかけていただきたい」旨をお話し申し上げていただきたいと思います。

それでは、報告事項等1を終了いたします。

次に、報告事項等2「改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」、ご説明をお願いいたします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から報告事項等2「改訂版『かつしか家庭教育のすすめ』の発行について」、ご説明をさせていただきます。

お手元に資料がいつているかと思いますが。この「かつしか家庭教育のすすめ」でございますけれども、現在の教育振興ビジョン（第2次）において「家庭教育の充実」が掲げられ、多様な方法できめ細かく家庭教育の支援を進めるということで、平成22年度に幼児から小学校低学年版の「子育てガイドはじめのいっぽ!」、それから小学校高学年から中学生版の「保存版・かつしか流子育てのすすめ」という2種類のリーフレットを作成し配布して、普及等を進めてきたところでございます。

先般ご検討いただきました教育振興基本計画の中でも、家庭教育の充実、大切さにつきましては引き続き扱っていただいております。

そうしたことも踏まえまして、今使っているものは作成から3年が経過して、その間の情勢の変化等により、掲載内容を精査する必要があるということで、新たなものをつくっていくこととし、今般検討を始めました。

今般の特徴としましては、従前2冊になっていたものを、「発達段階」という概念を入れまして、その発達段階に応じて通しで見られるような形にしようということで、2冊を1冊にまとめまして、今いる発達段階、それから将来どうなるのか、あるいはその発達段階を過ぎても、過去どうだったのかと振り返ることができるような形にいたしましたものでございます。

こちらにつきましては、葛飾区子どもの生活習慣向上・家庭教育支援関係者会議にもお諮りし、意見をいただきまして、作業部会という位置付けになる作成検討会を設けて、8月から4回の検討をしてまいりました。

メンバーは、幼稚園、小学校、中学校のPTAの方、あるいは幼稚園、保育園の先生、それから小学校、中学校の先生、それから民生委員、児童委員の代表の方、青少年委員の代表の方と統括指導主事にも入っていただき、検討を重ねてまいりました。

それぞれ専門分野というと語弊があるかもしれないですが、4回のうち最初の2回は幼児後期と学童前期という小さな年齢層のグループと、学童後期と思春期という大きな年齢層、

二つのグループに分けて、それぞれ検討してまいりました。

3回目、4回目の残り2回は、グループ分けをせずに、全体を通して見ていただいて、お互いのグループにかかわらずご意見をいただいて、内容を詰めてきたという作成経過でございます。

続いて内容でございますが、2種類ありますけれども、カラーでお手元にいつているかと思えます、A4版のほうでご説明をさせていただきたいと思えます。

サブタイトルとして、「かつしかっ子の生きる力を育む・かつしか家庭教育のすすめ」ということで、恐らく「かつしかっ子」の言葉が出てくるのは、印刷物としてはこれは初めてになると思えますが、開いていただきますと、教育長からのメッセージから始まりまして、家庭教育が大切ですよということを記載しています。

それから右側のほう、「初めに伝えたいメッセージ」ということで、そこに階段状の図がありますけれども、発達段階のイメージをこういった形で表記をして、こういうふうに子どもは成長していきますということと、その段階で注意しなければいけないことを簡単にコメントしています。

それから、その下にあるのが「どの発達段階においても大切なことです」ということで、叱るときに絶対にやってはいけないことなどを取り上げています。

それから1枚めくっていただきますと、3ページ、4ページからは見開きでそれぞれの発達段階ということで、四つの段階に分けて記載をさせていただいています。

家庭教育で大切なことですよとか、保護者が子どもに働きかける際のポイント、褒めたりしかったりするときの注意や工夫などを、それぞれの発達段階において掲載をしております。

また就学前、幼児後期の時期は、就学までに身に付けておきたいポイントということで、4ページの下の方ですけども、就学前にはこんなことを子どもたちに身に付けさせましょうということ、書かせていただいております。

それから2枚めくっていただいて学童後期、7ページ、8ページから、9ページ、10ページの思春期のところには、やはり右側のページの下の方ですけども、家庭学習の進め方、ポイントについてもあわせて掲載をしています。

それぞれの発達段階で個人差はありますけれども、特徴的な発達の状況を捉えまして、その際に注意をさせていただきたいということを取り上げてきたという形での記載になります。

それから、11ページから12ページ、それから13ページから14ページは特集のページということで位置づけています。

11ページ、12ページは見ていただいてわかるように、「あふれるメディア！ 子どもの携帯電話（スマートフォン）について考えてみませんか？」ということで、先ほどもお話に出てまいりましたけれども、昨今の携帯メディアでのトラブル等を踏まえて、もう1回その辺の使い

方を確認してみましょうということでの、注意喚起を中心に書かせていただいております。

具体的にLINE等の無料通話アプリの話などにも言及して、注意をしてもらいたいということで触れさせていただいております。

それから最後の13ページ、14ページは「ノーテレビ・ノーゲームデー」についてです。当初黄色い1枚のチラシを21年度につくり、22年度に配布するという形でやってきたのですが、単独でのチラシの発行をやめて、その他の印刷物等で機会を捉えて、周知に利用していくことに改めました。今回の家庭教育のすすめの中でも、やはりノーテレビ・ノーゲームというもの家庭教育の中では大切だということで、ここに特集ページとして組みさせていただいたものでございます。

また「ノーテレビ・ノーゲームデー」につきましては、ここは別に「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーの中でもコラム的に設けまして、同様に啓発をしていくということは今もやっておりますし、26年度版カレンダーについても同様の対応をしております。

それからもう一つ、小さい版のものがございます。今のところ白黒になっていますけれども、同じようにカラーで刷る予定でおります。こちらなのですが、実は先ほど申しあげました関係者会議で、必要なときに見てもらえるように、携帯版があったほうが良いという声をいただきました。要は大きいものだと常に持って歩けないだろうということで、母子手帳なら小さなお子さんがいる方は常に持ち歩いているので、そこに入れられるから、母子手帳サイズの概要版のようなものはできないかというご提案をいただきました。それでこういう形の概要版を作ってみたものでございます。

開いていただきますと、「家庭教育は大切です」と、それから家庭教育のイメージ、更に開いていただきますと、それぞれの発達段階に応じて、先ほどの本体で大見出しであったところを縷々取り上げさせてもらっています。

細かいところは本体を見ていただく、あるいは、このデータは区のホームページにも載せる予定でおりますので、詳しくお知りになりたい方はホームページを見ていただきたいというご案内も載せるつもりでいます。

このように、2種類をつくって配布をし、あるいは講習会等の資料に使っていきたいと思っています。

すみません、概要版は最後ちょっとバタバタしまして、学童前期のところの紹介ですとか、学童後期、思春期のところ、実はA4版のパンフレットと大見出しを見比べていただきますと、そごがあるところがあります。

例えば学童前期、「自分でできることを増やしていますか？」と最初にありますが、A4版のパンフレットの5ページでは、「子どもが自分でできることを増やしてあげていますか？」となっています。これらは一つ前の版で出てしまったということで、印刷の際は修正し

ますので、ご容赦ください。

ちなみに、学童後期の「コミュニケーション、上手に取れていますか？」のところと、思春期の下から二つ目、「子どもは時間を有効に使っていますか？」のところも同様です。

こうした形で作りましたA4版のパンフレットと概要版リーフレットについて、今日の報告を経て、ご了承をいただければ印刷に回していきたいと思っております。

印刷に回しますと、色合いやイメージが多少変わると思いますので、これはイメージというふうにご理解いただければよろしいかと思っています。

A4版のパンフレットにつきましては、区内の幼稚園、5歳児クラスに在園しているお子さん、それから、区立の小中学校に在学している児童・生徒、小学1年生から中学3年生までに配っていきたいと考えています。

概要版につきましては、それとあわせて私ども主催の研修会や、講座への参加者に配ったりですとか、入学説明会に出席された方に配ったりですとか、病院、小児科とか耳鼻科に置かせていただく、あるいは児童館、保健所、保健センター、子ども家庭支援課等の区内施設の窓口には置かせていただいて、活用をしていきたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、年明けに印刷等にかかりまして、3月の年度末になりますけれども、各学校ですとか、幼稚園、保育園に送付をし、新年度が明けてから新たに保護者向けに配らせていただきたいと思っています。

こうしたもので、家庭教育についてさらに啓発を進めていければと思っています。この本が何部作られて配布されたとかということではなく、実際に子どもたちの、あるいはご家庭で家庭教育の充実につながって、子どもたちにいい形で反映してくるというのが実際に我々の求める結果だろうと思っていますので、そういった形で使っていただければ幸いかなと思っております。

私の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの地域教育課長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 「かつしか家庭教育のすすめ」、これが若い保護者の方とか核家族の中で読まれることが、先ほどの報告事項にあったいじめだったり、そういうことを防いでいく道徳教育にもつながっていくのかと思って読ませていただきました。

ぜひ、お配りする際に保護者の方に内容を熟読していただけるように、一言つけ加えて読んでいただけたら素晴らしいというふうに感じます。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 私も、こういうきちんとした1冊の冊子になったというのは、とてもいいなど。チラシ的なものもいいのだけれども、冊子になったもののほうが、読むほうは意識をして読むかなと思いました。

それと同時に、この教育長がお書きになった中に、「かつしかっ子宣言」のことが書いてあって、親御さんがこれを読んだら「じゃあ、『かつしかっ子宣言』ってどれなのだろうか」と思うのではないかと。もうこれには入らないのですよね。

○地域教育課長 印刷の日程を見直さないで厳しいと思います。

○面田委員 そのあたりを考えまして、ぜひ何か検討できればというふうに思いました。

それと最後のほうにいくと、自分のうちのをずっと見ていって、「イエス」「ノー」を答えていって、最後にほっとするような部分もあったりして、非常にいい構成になっているなと思いました。

先ほど、かなりの範囲において配るということで、いいなと思いましたのが、小児科の病院とか、そういうところの子というのはとてもいいと思うのです。病院に行かれていますお母さんたちは、待合室では時間もあるだろうし、やはりそういうのを見たいという気持ちはとても、普通に学校から配られるよりも多いかなという思いがありましたので、いいなと思いました。

よろしく願いをいたします。

○委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 いいものができたと思いますけれども、やはり学校、PTAの方たちが悩んでいるのは、これをいかに保護者の人に読んでもらって実践してもらうかが今後の課題であって、「はい、読んでおきなさいよ」と子どもに配るような感じでいくと、保護者は少し見ただけで終わってしまうような気がするので、ぜひ学校の保護者会やPTAでの研修会などで、すり切れるぐらい読んでもらって、保護者の皆さんが高まっていただければという願いでいます。

以上です。

○委員長 面田委員。

○面田委員 今の松本委員のお話にも関係するのですが、これはPRというか普及のために、これを配るだけではなくて、シンポジウムとか講演会とか、あるいはそれに向けたイベントのようなものを年間の中で入れてみるとか、あるいは保育園とか幼稚園とか学校を会場とした、そこでのデモンストレーションみたいなものもぜひ考えていただきたい。特に学童とか児童館などで取り上げていただけると浸透しやすいかなという思いですが、その辺もお願いできればと思います。

○委員長 地域教育課長。

○**地域教育課長** 実は、現在の家庭教育のすすめを活用して、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、例えばPTAのブロック別研修会ですとか、希望された学校のみではありますが、小学校の入学説明会などの場で機会を捉えて周知をしているというのはございます。

これにつきましては引き続きやっていきたいですし、子育て講座といますか、就学前講座なども行っていきますので、そういうところでも、これから学校に上がるお子さんの保護者が対象になりますが、特に就学前のところを強調するための材料として活用していければいいかなと思っています。

以上でございます。

○**委員長** ほかにございませんか。

塚本委員。

○**塚本委員** 先ほど課長のほうから配布先の概要はいただいたのですが、今各委員からもございましたように、例えば保健センターですか。それでいきますと1歳6カ月、あるいは2歳、3歳児と、就学前の子育ての、大事な親御さんが集まる機会がございましたので、そこでも栄養士さんなり、地域の食育だけではなくて各課にわたって、また、面田委員もおっしゃいましたけれども、保護者が一堂に会する中で、時間的なやりくりは大変だと思うのですが、この家庭教育のすすめを資料にを使って、読み聞かせながらかみ砕いて説明するぐらいの必要があると思います。今一番欠けていて、本当に大事な点だと思いますので。大変なご苦労かと思うのですが、何とか活用していただければと思っています。

○**委員長** よろしいですか。

今、塚本委員のほうからもお話がございましたけれども、私も、この冊子はA4ですから、読みましたらその後どうしてもほかのものと一緒に積まれてしまうのではないかと思います。そうしますと探しにくくなってしまいますので、できれば、もっといいアイデアがあるのでしょうか、例えばパンチして、必ずこれは自宅のところに下げてもらうとか、必ず何かのときには、それを持ってPTAの会合をやるとか、せっかくいいものをつくってくださいましたので、これをいつでも見ることができる体制、できるような工夫といったものを今まで以上に、さっきおっしゃいました読み聞かせではないですけども努力されて、これが積まれないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

ありがとうございました。

それでは、報告事項等2を終了いたします。

続いて、報告事項等3「上小松小学校学校地域応援団 文部科学大臣表彰について」、ご説明をお願いいたします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは報告事項等3「上小松小学校学校地域応援団 文部科学大臣表彰に

ついて」、ご説明をさせていただきます。

冒頭申しわけございません。一部脱字がありましたので、机上で資料を差し替えさせていただきました。それともう一つ申しわけございませんが、本来であれば、前回の教育委員会の際に、「かつしかのきょういく」の記事の関連ということで、それが出た際に合わせて報告すべきだったものですが、遅くなってしまいました。遅ればせながらですが、報告をさせていただきますたいと思っております。

資料にございますように、「平成25年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰」を、上小松小学校の学校地域応援団が受けたというものでございます。

去る12月5日、文部科学省の講堂で表彰式が行われたというものでございます。

推薦及び評価の理由は中段の「推薦理由」というところで書かせていただいております。

上小松小学校の学校地域応援団は、平成22年11月に設置されて3年余りですが、この間地域コーディネーターも含めまして熱心な活動をしてきていただいております。そこにも書いてございますように、地域コーディネーターの方が中心になって、これまで学校にかかわりのなかった一般区民の方々を新たにボランティアとして発掘するなど、かかわりを広げてきていただいたという状況がございます。

特徴的な学校支援活動としまして、ほかのところでもやっていることもありますけれども、例えば掛け算九九の聴き手になって授業の支援をやっているのですとか、更には非常に特徴的なものとして、(2)の②のところですが、「区民の方と連携した授業の実施」ということで、「かつしか郷土かるた」の扱いでございます。普及・活用委員会作業部会と連携しまして、3、4年生の授業の支援を行っているということで、郷土かるたの普及にも一役も二役もかっているという状況でございます。

それから、「ボランティアとの関係づくり」ということで、学校側もボランティアが活動するときには「応援団さん」と親しみを込めて紹介していただいております。こういう地域の大人の人たちが自分たちの支援をしてくれているのかということ、子どもたちにも印象づけるというような工夫もされているという状況がございます。

また、年度末には、関係者が集まって意見交換するなど、良かった点、悪かった点を踏まえて、また次の活動につなげていくということを行っております。一人ひとりの意見が場合によっては反映されていくという場を設けることで、活動の振り返りをきちんとやっていくということも特徴的なものだと思っております。

そうしたことで、参加している側も、人から言われてやっているのではなくて、自分たちが当事者意識を持ってやっているということを感じながら、冒頭申し上げましたように、ボランティア活動の輪が広がっている理由だろうと思っております。そういったもろもろが評価されての表彰だと思っております。

一昨年、23年度に木根川小が本区で初めて同じ表彰を受けましたけれども、そこに次いで2校目の受賞ということでございます。

また、先ほどの郷土かるたにつきましては、1月26日の日曜日に、新小岩北地区センターで新小岩北地区委員会として初めてのかるたの大会を行うと聞いております。

開会式は10時かと思いましたが、確認をしてもし違えば後ほどご連絡をいたしますが、もしご都合がつけばご覧になってもよろしいかと思っておりますので、本件とは直接はかかわりのない部分ですけれども、併せてご報告をさせていただきたいと思っております。

ということで、これは前回ご報告した「かつしかのきょういく」の記事にも載りますし、また教育かわら版等でも広くアナウンスをしていきたいと思っております。

充実した活動をやっているところは、いろいろな形で、評価というと変ですけれども、やはりいろいろなことがあるのだというのが広く発信できればと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの地域教育課長の説明について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、報告事項等3を終了いたします。

ここで、報告事項等を終了させていただきます。

ここで、教育委員の皆さんより発言がございましたらよろしくお願いいたします。何かございますか。

竹高委員。

○竹高委員 今の報告事項にも出てきた「かつしか郷土かるた」なのですけれども、ほかの地方のほうで、その地域の郷土かるたを子どものときに全部覚えて、それを空で言える地域もあるというふうにお聞きします。

葛飾区の小学校3年生が皆さんもらっていて、かるた大会を前に立石図書館で行われるのを見せていただいたのですけれども、とても真剣に大人も子どももやっている姿が、とてもすばらしいというふうに拝見させていただきました。

葛飾の子どもたちも、せっかくあれだけすばらしいものをつくっていただいたので、もっと小学校で、百人一首のかるた大会と同じぐらい、学校の中で盛り立ててできるような形が、いろいろな場所であると、それが大人になったとき、自分たちの育った場所が、こういうものがあったのだという郷土愛につながるようになるというふうに感じております。

ほかの地域の方からも「かつしか郷土かるた」、こういうものがあるのですとお見せすると、

すばらしいですねというふうに褒めていただいておりますので、ぜひ子どもたちに、この葛飾区の土地の郷土愛を育てるためにも、せっかくあるアイテムですので、どんどん遊びのところから、小学生から、それが全部覚えたぞと、百人一首の句を覚えるのと同じぐらい浸透できたらすばらしいと思うので、その点を、各学校、小学校だけにとどまらず、中学校でもそれを暗記するのでもすばらしいのではないかと思います。

そういう時間をできるだけとっていただけたら、これからお正月ですし、百人一首とともに覚えていくべきことなのかなというふうに感じましたので、一言お願いしたいと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 貴重な感想、ありがとうございます。

お話がありましたように、こちらのほうの上小松小学校の学校地域応援団の中にもありますが、普及・活用委員会というのがございまして、その中で積極的に今現在、出前授業といいまして、各学校に小学3年生を中心に出前して授業をしているという状況がございまして、

今年度だけで21校。複数のところに行っていますので24校ということになるのですが、24校を訪ねて授業をして、前半はその地域のゆかりの札を二つ程度紹介をしまして、後半はかるた大会という形で、子どもたちの興味を引くような形で進めているところでございまして、

また、先ほど新小岩北地域で青少年地区委員会としてかるた大会というお話がございましたけれども、今年度一応予定しているところで5地区、今のところやろうかというふうに考えています。

先ほどの新小岩北地区センターは1月26日10時ということで予定しておりますが、その前の25日には東立石地区センターで予定しています。また東金町、青戸の両地区センターでも予定しています。

新宿地区につきましては、もう既に12月14日教育の日に地区の大会という形で、3年生で大会を行いました。実際に現場にいましたけれども、本当に読み札が始まると静まって、とった瞬間にはわっと盛り上がるというのがありまして、すごくいい大会だったと思っております。

このような郷土かるたの取り組みですけれども、来年度も少しずつ、あまり無理するつもりはないのですけれども、少しずつ増やしていきながら、また大会をやるところには必ず出前教室が行くという形を、セットでどんどん広めていければと思っております。

また一方、私どものほうではそれぞれの担い手というのですか。読み手も含め、審判も含め、その辺の担い手をぜひ育成していきたいということで、区民大学としての講座も充実させていきたいと考えているところでございまして、

ゆくゆくは全区大会を開いて、地区の代表を集めてというところまでいければと今のところは考えているところでございまして。ひいては、20年後には地域の赤ちょうちんとかそういうところで、かるたの読み札を言い合えるような、そんなような状況があれば、これは本当に郷土

愛につながることはないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 今回の赤ちょうちんもいいとは思いますが、まず地区委員会、各地区の委員会で手を上げるところ、上げないところがあるというようにお聞きしました。地区委員会の方々もロードレースであったりとか、いろいろなことで地域の方たちがものすごく忙しい中で、子どもたちのためにやってくださっているのは、本当に頭が下がる思いだと思いますけれども、それだけではなくて、これから先に3年生が進級して6年生になるあたりのお正月あたりに、各校で例えば代表で小学校49校の大会ができるとか、そういうのもその先にいったら、そのために皆が一生懸命覚える時間がお正月にあるとか、そういう余暇の時間でご家庭の中でもかるたをやることで家族のコミュニケーションを図れるとか、いい部分でつながっていくとすばらしいというふうに思います。それが行く先に赤ちょうちんになるのもすばらしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 今、とてもいい意見が出ておりましたので、ぜひこれも検討していただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、続いてその他の事項に入らせていただきます。

庶務課長、一括してご説明をお願いいたします。

○庶務課長 本日の資料配付でございます。はじめに1月の行事予定表。二つ目が、12月16日発行の教育委員会の広報誌「みんなの生涯学習」、それと本区の中央図書館、立石図書館の年末年始の開館のチラシを配布させていただいております。

最後に、出席依頼でございます。最後のページをごらんいただきたいと思っております。1月30日にかつしかシンフォニーヒルズで行われます中学校音楽鑑賞教室を杉浦委員長に、2月15日に東京理科大学のホールで行われます小・中学校科学教室閉室式を、塚本委員長職務代理にお願いしたいと思います。

今回の教育委員会は、1月16日10時から行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、これをもちまして平成25年教育委員会第12回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時10分